

## 第30回大空町農業委員会総会議事録

令和4年12月23日 第30回大空町農業委員会総会は、大空町女満別研修会館大会議室に招集された。

### 1. 委員の出欠状況

#### (1) 出席者

1番 小川 一 浩	2番 上 田 英 樹	4番 佐 藤 廣 治
5番 斎 藤 宏 幸	6番 森 賀 祐 司	7番 伊 藤 博 幸
8番 長 尾 照 幸	9番 渡 邊 恵 二	10番 福 田 重 幸
12番 増 子 昭 雄	13番 福 田 英 信	14番 原 本 勝 広
15番 遠 藤 哲 也	16番 石 原 せつえ	17番 佐 野 一 義
19番 高 橋 敬 義	22番 岡 本 シゲ子	24番 石 田 正 俊

#### (2) 欠席者

3番 森 英 章	11番 真 鍋 剛	18番 渡 辺 誠
20番 佐久間 仁	21番 仲 西 政 克	23番 丹 羽 真 治

### 2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上 透	主 幹 石川 大樹	主 事 見延 洸太
主 事 増子 絵美舞		

第30回大空町農業委員会総会議事録

午後2時30分

井上局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第30回総会をはじめたいと思います。</p> <p>会議日程2 農業委員会憲章朗読につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に鑑み割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>次に、石田会長よりご挨拶申し上げます。</p>
石田会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>本日は委員の皆様におかれましては、師走を迎えなにかとお忙しい中、またべちゃべちゃの雪が降る中、農業委員会総会に出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>20日には、網走におきまして農業委員会研修への参加ご苦労様でした。</p> <p>本年、春先は霜・強風・降雹に見舞われまして、ビート・玉葱と被害に遭いまして、植え替えや補植等にご苦労された方も多数いらっしゃると思います。また、その後は雨が多い年でありまして、収穫作業が思ったように進まなかった年ではなかったかと思えます。その中で本年の作柄は、雨が多く心配していたところですが、小麦をはじめ、作物が概ね平年作だったということで一安心しているところがございます。</p> <p>ここひと月ほど雪が降らず寒い日が続いておりましたが、突然このような東北や日本海側のようなべちゃべちゃな雪が降りまして、除雪等の作業がこれからあると思いますが、皆様とご家族様のご健勝で良き新しい年を迎えられることをご祈念申し上げて、総会前の挨拶といたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>11月25日開催の第29回総会後の活動状況報告を、お手元に配付の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
石田会長	<p>ただ今より第30回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時35分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p>

井上局長	<p>諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p> <p>ただいまの出席委員は、15名であります。 丹羽職務代理、真鍋委員、渡辺誠委員、仲西委員、森委員、佐久間委員から欠席の旨の連絡がありました。 また、岡本委員、石原委員から遅れて来る旨の連絡をいただいているところでございます。 「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第6号までの合計58件であります。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、12番増子委員、13番福田英信委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番及び2番について、譲渡人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
見延主事	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和4年12月23日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第1号所有権移転関係1番及び2番朗読】</b> 1番及び2番につきましては、譲渡人が貸し付けしていた農地を譲受人に売買するものでございます。そのため図面を省略しております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>

委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。  譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま  す。  以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係 1 番及び 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。  これより議案第 1 号所有権移転関係 1 番及び 2 番について採決しま  す。  本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。  ここで「農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項」の規定によ  り、〇〇委員、〇〇委員の退席を求めます。  暫時休憩とします。   (〇〇委員、〇〇委員退席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。  次に利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。  事務局。</p>
見延主事	<p><b>【議案第 1 号利用権設定関係 1 番朗読】</b>  この件につきましては、現在の賃貸借契約について、経営移譲に伴  い、借主のうちの 1 名を後継者へ変更し、再度設定するというもので  ございます。そのため図面を省略しております。  農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確  認しておりますので、ご審議願います。  以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 1 地区委員長より補足説明があればお願いしま  す。</p>

委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。</p>
	<p>(〇〇委員、〇〇委員着席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係2番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
見延主事	<p><b>【議案第1号利用権設定関係2番朗読】</b> この件につきましては、経営移譲に伴う後継者への使用貸借案件とな っております。そのため図面は省略しております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確 認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いしま す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形 態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>

石田会長	これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 3 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
見延主事	<b>【議案第 1 号利用権設定関係 3 番朗読】</b> この件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。図面については 1 ページに掲載しております。 農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 1 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 3 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 3 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係4番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
石川主幹	<p>【議案第1号利用権設定関係4番朗読】</p> <p>この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。図面につきましては、2ページ目に掲載しております。農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係4番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号利用権設定関係4番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係5番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
石川主幹	<p>【議案第1号利用権設定関係5番朗読】</p> <p>この案件につきましては、経営移譲に伴う後継者への使用貸借案件となります。そのため図面は省略しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p>

	<p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係5番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号利用権設定関係5番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係6番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p><b>【議案第1号利用権設定関係6番朗読】</b> この案件につきましても、経営移譲に伴う後継者への使用貸借案件 となります。そのため図面は省略しております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないこと確認 しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形 態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>



石田会長	これより利用権設定関係 6 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 6 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 7 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	<b>【議案第 1 号利用権設定関係 7 番朗読】</b> この案件につきましても、経営移譲に伴う後継者への使用貸借案件となります。そのため図面は省略しております。 農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないこと確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 7 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 7 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 8 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
石川主幹	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 8 番朗読】</p> <p>この案件につきましても、経営移譲に伴う後継者への使用貸借案件となります。そのため図面は省略しております。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないこと確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係 8 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号利用権設定関係 8 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>1 番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」次のとおり農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）第 4 条の規定に基づき農地の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求め

	<p>る。令和4年12月23日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第2号1番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、自宅近隣の農地に農業用倉庫を建設したいとの申請があったもので、7月総会に一度お諮りをした案件でございますが、建設場所変更の申し出により取下げがございまして、再度場所を変更して申請があったものでございます。</p> <p>10月14日に第4地区農業委員さんにより現地確認を行っており、既存施設隣接地であることから転用はやむを得ないというご判断をいただいております。図面については3～4ページに掲載しております。</p> <p>農地法第4条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、10月14日に第4地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより、議案第2号1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>

石川主幹	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和4年12月23日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第3号所有権移転関係1番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、今まで賃貸借を行っていた当該農地について、借主へ売買を行うというものでございます。そのため図面は省略しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより、所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号所有権移転関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>暫時休憩とします。</p>

	(〇〇委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	<b>【議案第3号利用権設定関係1番朗読】</b> 1番から11番までの案件につきましては、農地更新及び新規の案件となります。12月6日に第4地区農業委員さんによりあっせん会を実施しており、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合していることを確認しております。なお、更新案件については図面を省略しておりますのでご了承下さい。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。  (〇〇委員着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係2番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	<b>【議案第3号利用権設定関係2番朗読】</b> 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係3番及び4番について、借主が同一ですので、 一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	<b>【議案第3号利用権設定関係3番及び4番朗読】</b> 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係3番及び4番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係3番及び4番について採決しま す。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係5番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	<b>【議案第3号利用権設定関係5番朗読】</b> 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係5番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。  これより議案第3号利用権設定関係5番について採決します。  本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。  次に利用権設定関係6番について、提案理由の説明を求めます。  事務局。</p>
石川主幹	<p><b>【議案第3号利用権設定関係6番朗読】</b>  以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係6番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。  これより議案第3号利用権設定関係6番について採決します。  本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。  次に利用権設定関係7番から11番までについて、関連があります  ので、一括して提案理由の説明を求めます。  事務局。</p>
石川主幹	<p><b>【議案第3号利用権設定関係7番から11番朗読】</b>  7番と9番については農地更新の案件となります。  8番、10番、11番については借主の規模拡大に伴う新規案件と  なります。図面は8番は5ページ、10番は6ページ、11番は7ペ  ージに掲載しております。  以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いしま  す。</p>

委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 7 番から 11 番までについて質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号利用権設定関係 7 番から 11 番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。  (〇〇委員退席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係 12 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p>12 番から 39 番までの案件につきましては、農地更新及び新規の案件となつてございますが、11 月 30 日及び 12 月 2 日におきまして第 5 地区農業委員により、あっせん会を実施しております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に全て適合していることを確認しておりますので、よろしくお願ひいたします。なお、更新案件については、図面を省略しておりますのでご了承下さい。  【議案第 3 号利用権設定関係 12 番朗読】 以上です。</p>



石田会長	これより利用権設定関係 1 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号利用権設定関係 1 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。  (〇〇委員着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係 1 3 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	<b>【議案第 3 号利用権設定関係 1 3 番朗読】</b> 1 3 番つきましては、借主の規模拡大に伴う新規部分を含む案件となっており、図面は 8 ページに掲載しておりますので、ご確認ください。 以上です。
石田会長	この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 1 3 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。

委員	<p>これより議案第3号利用権設定関係13番について採決します。          本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。          次に利用権設定関係14番及び15番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。          事務局。</p>
石川主幹	<p><b>【議案第3号利用権設定関係14番及び15番朗読】</b>          以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係14番及び15番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。          これより議案第3号利用権設定関係14番及び15番について採決します。          本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。          次に利用権設定関係16番について、提案理由の説明を求めます。          事務局。</p>
石川主幹	<p><b>【議案第3号利用権設定関係16番朗読】</b>          16番につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となります。          図面は9ページに掲載しておりますので、ご確認ください。          以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p>

	<p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 16 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号利用権設定関係 16 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 総会が始まりまして 1 時間が経ちましたので、ここで 10 分間休憩 をしたいと思います。前方の時計で 3 時 40 分までの 10 分間休憩と します。  <p style="text-align: right;">(午後 3 時 29 分)</p> <p style="text-align: center;">(休憩)</p> </p>
石田会長	<p>それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。  <p style="text-align: right;">(午後 3 時 40 分)</p> <p>次に利用権設定関係 17 番から 19 番までについて、借主が同一で るので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。</p> </p>
石川主幹	<p><b>【議案第 3 号利用権設定関係 17 番から 19 番朗読】</b> 17 番、18 番、19 番につきましては、受け手農場の経営移譲に 伴いまして、借主名を後継者に変更するという案件でございます。ご 審議のほどをお願いいたします。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 17 番から 19 番までについて質疑に入 ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号利用権設定関係17番から19番までについて採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係20番及び21番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第3号利用権設定関係20番及び21番朗読】</p> <p>20番、21番につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。図面は10ページ、11ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係20番及び21番について質疑に入ります。</p>
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号利用権設定関係20番及び21番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)

石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員退席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。次に利用権設定関係22番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>
石川主幹	<p><b>【議案第3号利用権設定関係22番朗読】</b> 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係22番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。これより議案第3号利用権設定関係22番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員着席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。次に利用権設定関係23番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>
石川主幹	<p><b>【議案第3号利用権設定関係23番朗読】</b> 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係23番について質疑に入ります。</p>

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係23番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係24番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	<b>【議案第3号利用権設定関係24番朗読】</b> 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係24番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係24番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係25番及び26番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	<b>【議案第3号利用権設定関係25番及び26番朗読】</b> 25番及び26番につきましては、受け手農場の経営移譲に伴いまして、借主名を後継者に変更するという案件でございます。ご審議のほどをお願いいたします。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係25番及び26番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係25番及び26番について採決 します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定によ り、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。  (〇〇委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係27番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	【議案第3号利用権設定関係27番朗読】 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係27番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係27番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。  (〇〇委員着席)

石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に利用権設定関係 28 番及び 29 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p><b>【議案第 3 号利用権設定関係 28 番及び 29 番朗読】</b></p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 28 番及び 29 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 3 号利用権設定関係 28 番及び 29 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係 30 番から 32 番までについて、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p><b>【議案第 3 号利用権設定関係 30 番から 32 番朗読】</b></p> <p>30 番から 32 番につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。図面は 12・13・14 ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>



石田会長	これより利用権設定関係 30 番から 32 番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号利用権設定関係 30 番から 32 番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。  (〇〇委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係 33 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	<b>【議案第 3 号利用権設定関係 33 番朗読】</b> 33 番につきましても新規の案件となっております。図面につきましては、15 ページに掲載しておりますので、ご確認ください。 以上です。
石田会長	この件について、第 5 地区伊藤委員長より補足説明があればお願いします。
伊藤委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 33 番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係33番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。
	(〇〇委員着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係34番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	<b>【議案第3号利用権設定関係34番朗読】</b> 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係34番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係34番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係35番及び36番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	<b>【議案第3号利用権設定関係35番及び36番朗読】</b> 以上です。

石田会長	これより利用権設定関係 3 5 番及び 3 6 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号利用権設定関係 3 5 番及び 3 6 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 3 7 番及び 3 8 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	<b>【議案第 3 号利用権設定関係 3 7 番及び 3 8 番朗読】</b> 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 3 7 番及び 3 8 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号利用権設定関係 3 7 番及び 3 8 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 3 9 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	<b>【議案第 3 号利用権設定関係 3 9 番朗読】</b> 以上です。

石田会長	これより利用権設定関係 39 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号利用権設定関係 39 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	<p>議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 15 条第 1 項及び同条第 2 項に基づく調整を行った結果、農地保有合理化法人による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。令和 4 年 12 月 23 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第 4 号 1 番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、申出者が貸付していた農地を借主へ売買するものです。</p> <p>あっせんの申出を受け、12 月 6 日に第 4 地区農業委員さんによりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申出がありまして、協議したところ、公社への買入協議要請が適当といたったところであります。なお、公社買入後の一時貸付予定者につきましては、湖南地区の〇〇氏となっております。図面については、16 ページに掲載しておりますのでご参照ください。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願いします。

委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが協議が整わず、5年間農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより議案第4号1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第4号2番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p><b>【議案第4号2番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましても、申出者が貸付していた農地を借主へ売買するものです。あっせんの申出を受け、12月2日に第5地区農業委員さんによりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申出がありまして協議したところ、公社への買入協議要請が適当といたったところであります。なお、公社買入後の一時貸付予定者については、豊里地区の〇〇氏となっております。図面については、17ページに掲載しておりますのでご参照ください。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより議案第4号2番について質疑に入ります。</p>

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 利用権設定関係1番から3番までについて、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
見延主事	議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和4年12月23日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。  【議案第5号利用権設定関係1番から3番朗読】 1番の案件につきましては、先々月の総会において公社買入の議決をいただいている案件となっております。今後の一時貸付農家は〇〇氏になります。ご審議よろしく申し上げます。
石川主幹	2番と3番の案件につきましては、先の総会におきまして一時貸付の議決をいただいている案件でございますが、受け手農場の経営移譲に伴いまして、借主を後継者名に変更するというものでございます。ご審議よろしく申し上げます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係1番から3番までについて質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。

委員	<p>これより議案第5号利用権設定関係1番から3番までについて採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に議案第6号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。1番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>
石川主幹	<p>議案第6号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規程(平成20年農業委員会訓令第3号)に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和4年12月23日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第6号1番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、12月5日に第3地区の農業委員さんにおきまして現地調査いただいております。農地採草放牧地以外であることを確認いただいております。図面につきましては、18ページに掲載してございますのでご参照願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、12月5日に第3地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第6号1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に議案第6号2番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
石川主幹	<p>【議案第6号2番朗読】</p> <p>この件につきましては、8月22日に第3地区の農業委員さんにおきまして現地調査いただいております。農地採草放牧地以外であることを確認いただいております。図面につきましては、19ページに掲載してございますのでご参照願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、8月22日に第3地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりです。
石田会長	以上です。
石田会長	これより2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。これより議案第6号2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
石川主幹	報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則(平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和4年12月



<p>石田会長</p> <p>委員</p> <p>石田会長</p>	<p>23日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【報告第1号朗読】</b>          以上でございます。</p> <p>この件について何かご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。          これで総会を閉じます。          ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(午後4時28分)</p>
-----------------------------------	--